# 利根川･江戸川有識者会議規約

（名称）

第１条　本会は、「利根川・江戸川有識者会議」（以下「会議」という。）と称する。

（目的）

第２条　本会議は、河川管理者である国土交通省関東地方整備局長（以下「局長」という。）が「利根川水系利根川・江戸川河川整備計画（案）」を作成するに当たり、河川法第１６条の２第３項の趣旨に基づき学識経験を有する者等の意見を聴く場として設置するものである。

（組織等）

第３条　会議の委員は、局長が委嘱する。

２　会議は、別表で掲げる委員及びオブザーバーで構成する。

３　委員の任期は「利根川水系利根川・江戸川河川整備計画」が策定されるまでとする。

（座長）

第４条　会議には座長を置くこととし、座長は委員間の互選によってこれを定める。

２　座長は会議を代表し、会議の円滑な運営と進行を総括する。

３　座長は会議の秩序維持のために必要な措置を事務局に命ずることができる。

４　座長に事故がある時は、座長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

（会議）

第５条　会議は、局長より委任された利根川上流河川事務所長が招集するものとする。

２　委員の代理出席は認めない。ただしオブザーバーはこの限りではない。

（公開）

第６条　会議は原則公開とし、会議の公開方法については会議で定める。

（事務局）

第７条　会議の事務局は、国土交通省関東地方整備局河川部、利根川上流河川事務所、利根川下流河川事務所、江戸川河川事務所及び高崎河川国道事務所並びに利根川ダム統合管理事務所に置く。

２　事務局は、会議運営に係る庶務を処理する。

３　事務局は、第４条第３項に基づく座長の指示により、必要な措置を講ずるものとする。

（規約の改正）

第８条　本規約の改正は、委員総数の３分の２以上の同意を得て行うものとする。

（雑則）

第９条　この規約に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項については、委員総数の２分の１以上の同意を得て行うものとする。

（附則）

この規約は令和６年11月11日から施行する。

別表

# 利根川・江戸川有識者会議　委員名簿

| | |
|---|---|
| 藍　憲一郎 | 千葉県水産総合研究センター　内水面水産研究所　所長 |
| 秋田　典子 | 千葉大学大学院　園芸学研究科　教授 |
| 伊藤　司 | 群馬大学大学院　理工学府　准教授 |
| 糸原　清 | 千葉県立関宿城博物館　館長 |
| 大原 美保 | 東京大学大学院情報学環総合防災情報研究センター　教授 |
| 清水　義彦 | 群馬大学大学院　理工学府　教授 |
| 知花　武佳 | 政策研究大学院大学　教授 |
| 手塚　広一郎 | 日本大学　経済学部　教授 |
| 手計　太一 | 中央大学　理工学部　教授 |
| 西廣　淳 | 国立研究開発法人　国立環境研究所　気候変動適応センター　副センター長 |
| 二瓶　泰雄 | 東京理科大学　創域理工学部　社会基盤工学科　教授 |
| 乃田　啓吾 | 東京大学大学院　農学生命科学研究科　准教授 |
| 古谷　愛子 | 特定非営利活動法人オリザネット　事務局長 |
| 益子　美由希 | 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構<br>畜産研究部門動物行動管理研究領域動物行動管理グループ　主任研究員 |
| 森下　晶美 | 東洋大学　国際観光学部国際観光学科　教授 |

※五十音順敬称略

オブザーバー

関係都県（茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都）